

徳島県規則第四十七号

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則

徳島県事務委任規則（昭和四十二年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二徳島県東部県土整備局長の項第五号の9中「第八十五条第五項」を「第八十五条第六項」に改め、同号の12中「第八十七条の三第五項」を「第八十七条の三第六項」に改める。

別表第三個別事項の項第四十号の3中「第十二条第一項」の下に「の規定による公園事業の譲渡及び譲受けの承認、同条第二項」を加え、「同意」を「協議」に、「及び同条第二項」を「並びに同条第三項」に改める。

別表第九徳島県立学校（徳島県立しらさぎ中学校を除く。）の長の項第三号中「別表」を「別表の」に改める。

附 則

この規則は、令和五年一月一日から施行する。ただし、別表第二の二徳島県東部県土整備局長の項第五号の改正規定及び別表第九徳島県立学校（徳島県立しらさぎ中学校を除く。）の長の項第三号の改正規定は、公布の日から施行する。